添付資料

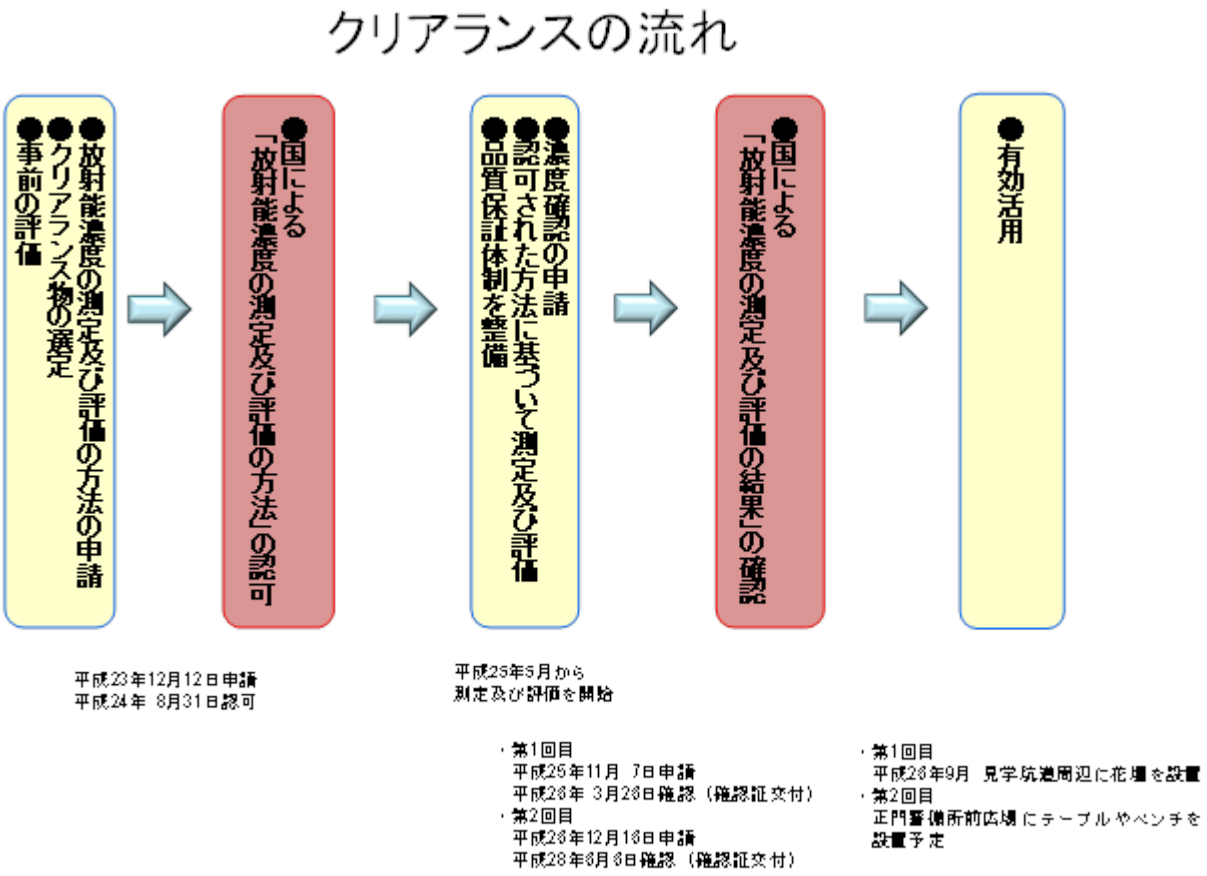

【用語等の解説】

1）クリアランス制度

放射性物質の放射能濃度が極めて低く人の健康への影響が無視できることから、放射性物質として扱わないことを「クリアランス」といい、その基準を「クリアランスレベル」といいます。「クリアランス制度」とは、原子力施設の解体などで発生する資材等のうち、放射能濃度が極めて低いものは、国の認可・確認を経て、通常の廃棄物と同様に、再生利用や処分できるようにするための制度です。

2）クリアランスレベル

今回のクリアランス物は、使用施設等（ウラン取扱施設）から発生した金属くずを対象とした 5 核種（^{232}U、^{234}U、^{235}U、^{236}U 及び ^{238}U）です。その放射能濃度の基準（クリアランスレベル）は「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日文部科学省令第 49 号）」（最終改正：平成 26 年 2 月 28 日原子力規制委員会規則第 1 号）において以下のように規定されています。

【ウラン取扱施設のクリアランスレベル】

^{232}U：0.1Bq/g、^{234}U：1 Bq/g、^{235}U：1 Bq/g、^{236}U：10 Bq/g、^{238}U：1 Bq/g

参考：原子力規制委員会より、「クリアランス制度」（リンク）

リンク先→http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/clearance.html